平成２１年（フ）第１３００号
福岡市博多区半道橋１丁目２番29号
債務者　中村　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０５号
福岡県福津市中央２丁目８番１―1107号
債務者　栗原　熙子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１１号
福岡市東区名島４丁目26番９―406号
債務者　藤木健太郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１７号
福岡市城南区別府３丁目２番10号
債務者　石坂　浩治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２２号
福岡県春日市春日公園１丁目28番地春日公園団地５棟504号
債務者　廣田　靖之
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２３号
福岡県春日市春日公園１丁目28番地春日公園団地５棟504号
債務者　廣田栄利子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須59番地１シティライフ箱崎17―303号
債務者　熊屋　孝王
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４５号
福岡市博多区東月隈４丁目８－６―302号
債務者　森本　寛子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９７号
福岡県太宰府市水城６丁目20番24号
債務者　堤　　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０２号
福岡県春日市若葉台東３丁目30番地第１若葉荘201号
債務者　大塚　敬市
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０７号
福岡市東区松島１丁目34番16―702号
債務者　佐々木綾乃
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２５号
福岡市博多区吉塚１丁目45番40―１号
債務者　藤木　光之
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３１号
福岡市南区警弥郷１丁目29番５―205号
債務者　神酒　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３４号
福岡県朝倉市馬田1552番地
債務者　井上チヨ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３９号
福岡市博多区須崎町12番６号
債務者　前畑　　進
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４８号
福岡市西区大字徳永1085番地５
債務者　大江　順子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４５２号
福岡市東区和白東４丁目25番38―104号
債務者　石川　京子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４５６号
福岡市東区八田４丁目４番7431号
債務者　山崎ひとみ（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６３号
福岡市早良区次郎丸４丁目14番49―203号
債務者　末松　　環
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部